

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

白川町学校給食代替補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年5月29日

白川町長 佐伯正貴

### 白川町学校給食代替補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白川町の学校給食費の無償化に伴う公平性を保つため、町内に住所を有し、個別の事情により学校給食を喫食することができない児童生徒の保護者に対し、白川町学校給食代替補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、白川町補助金等交付規則（平成9年白川町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、白川町立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、町内に住所を有し、次の各号のいずれかの理由により学校給食を停止している者とする。

- (1) 食物アレルギー等の理由で、学校給食のいずれも喫食できずに代替食（弁当）を持参している児童生徒の保護者
- (2) 不登校のため長期欠席をしている児童生徒の保護者
- (3) フリースクール等の学校以外の施設に通っている児童生徒の保護者
- (4) 長期入院をしている児童生徒の保護者
- (5) その他、町長が適当と認めた児童生徒の保護者

(補助金の額)

第3条 補助金の額（以下「補助金額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、対象の児童生徒が属する学年の給食提供日数を乗じて得た額とする。

- (1) 小学生 1回につき260円
- (2) 中学生 1回につき290円

(補助金の交付申請、請求及び実績報告)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、白川町学校給食代替補助金交付申請書（請求書）兼実績報告書（様式第1号）を町長が指定する日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び確定通知書)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、白川町学校給食代替補助金交付決定（不交付）通知書兼確定通知書（様

式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、額の確定は交付決定と同時にを行うものとし、交付決定通知に額を確定する旨を付記するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 町長は、交付決定者が白川町補助金等交付規則若しくはこの要綱の規定に違反した場合又は虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による取消し又は返還を命ずるときは、白川町学校給食代替補助金交付決定取消通知(返還命令)書(様式第3号)により交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行し、令和8年4月1日以後の給食から適用する。

白川町長 様

保護者（申請者）

住 所

氏 名

連絡先（電話） — —

白川町学校給食代替補助金交付申請書（請求書）兼実績報告書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、白川町学校給食代替補助金交付要綱第4条の規定により申請します。なお、貴職が職権で私及び同一世帯員に係る町税及びこれに準ずる納付金の納付状況について調査することに同意します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 補助金に係る児童生徒及び交付申請額の内訳

児童生徒名	
学校名及び学年	学校 年生
在籍期間	年 月 日から 年 月 日まで
非喫食の理由 ※該当する理由に○ を付す。	<input type="checkbox"/> アレルギー等の理由により弁当を持参している。 <input type="checkbox"/> 不登校のため長期欠席をしている。 <input type="checkbox"/> フリースクール等の学校以外の施設に通っている。 <input type="checkbox"/> 長期入院をしている。 <input type="checkbox"/> その他（以下に理由を記載） ・
学校給食費年額	・小学生260円 × 日 = 円 ・中学生290円 × 日 = 円

※学校記入欄 申請者は、本補助金の交付要件を満たしていることを確認しました。

学校長名（自署）

3. 振込先

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義（ふりがな）	( )

様式第2号（第5条関係）

白川町学校給食代替補助金交付決定（不交付）通知書兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

白川町長

年 月 日付けで申請のあった白川町学校給食代替補助金については、白川町学校給食代替補助金交付要綱第5条の規定により、交付決定及び額（不交付）を確定したので通知します。

記

1. 対象の児童生徒名
2. 補助金の交付 決定 ・ 不交付
3. 補助金交付決定・確定額 円
4. 不交付の理由

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

白川町長

白川町学校給食代替補助金交付決定取消通知（返還命令）書

年 月 日付け 第 号で交付決定した白川町学校給食代替補助金については、下記のとおり当該交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。ついては、交付済の下記の金額を 年 月 日までに白川町に返還してください。

記

取消額 円

補助金を取り消しすることとなった理由

--

この処分に不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に白川町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。